

特例民法法人の指導監督について

平成 20 年 11 月 11 日
公益法人等の指導監督等に関する
関係省庁連絡会議幹事会申合せ

政府は、公益法人に対する指導監督等を適正なものとするべく、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を策定し、公益法人に対する指導監督等の適正化に努めてきたところであるが、民間非営利活動を社会・経済システムの中で積極的に位置づけるとともに、公益法人について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度改革を実施したところである。新公益法人制度は、平成 20 年 12 月から施行されるが、現行の公益法人（民法法人）は、新制度の下で移行手続を済ませるまでの間は、特例民法法人として存続することとなる。

そこで、各府省は、公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、これら特例民法法人の活動の適切な発展を図るべく、適正な指導監督等を一層強力に推進していくこととし、次のとおり申し合わせる。

記

特例民法法人の指導監督については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）その他の法律（これらに基づく命令を含む。）の規定によるほか、公益法人（民法法人）に係る従前の決定等の例による。

この場合において、これら決定等について所要の読替え（別紙）を行うものとする。

読替えは次の表のとおりとする。

読み替える決定等			読み替えられる語句	読み替える語句
「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について(平成8年9月20日決定)	本文	4	公益法人に対する	特例民法法人に対する
	本文	4	公益法人の	特例民法法人の
	本文	4	ため、毎年度「公益法人に関する年次報告」(仮称)を作成すること	もの
	別紙1	1から8まで(5(1)、8(4)、(7)を除く。)	公益法人	特例民法法人
	別紙1	2(1)、7(1)	定款又は寄附行為	定款
	別紙1	2(4)	設立許可の取消	解散命令
	別紙1	4(1)、(3)、5(2)、7(1)	社団法人	特例社団法人
	別紙1	4(1)、(4)、5(3)、(7)、6(1)	財団法人	特例財団法人
	別紙1	8(1)	民法第34条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)による改正前の民法第34条
	別紙1	8(1)	定款等	定款
	別紙1	8(4)	公益法人で	特例民法法人で
	別紙1	8(4)	当該公益法人	当該特例民法法人
	別紙1	8(4)	「公益法人に関する年次報告」に記載	公表
	別紙1	8(4)	各公益法人	各特例民法法人
	別紙1	8(7)	公益法人に	特例民法法人に
	別紙2		公益法人	特例民法法人
「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について(平成8年12月19日申合せ)	本文		公益法人の設立許可及び指導監督を	特例民法法人の指導監督を
	本文		各公益法人	各特例民法法人
	本文		、公益法人に	、特例民法法人に
	別紙	基準1の運用指針から基準8の運用指針まで(基準2(2)～(4)の運用指針(5)、基準5(1)の運用指針(1)、(3)、基準7の運用指針(5)、(6)、基準8(2)～(4)の運用指針(3)、(4))	公益法人	特例民法法人

		、基準8(6)の運用指針を除く。)		
別紙	基準2(1)の運用指針(1)、(2)、基準4(1)の運用指針(7)、基準7の運用指針(2)、基準8(1)の運用指針(2)	定款又は寄附行為	定款	
別紙	基準2(1)の運用指針(2)	設立許可取消	解散命令	
別紙	基準2(1)の運用指針(2)	民法第 71 条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 96 条	
別紙	基準2運用指針、基準4の運用指針	社団法人	特例社団法人	
別紙	基準2の運用指針、基準4の運用指針、基準5の運用指針、基準6の運用指針	財団法人	特例財団法人	
別紙	基準2(2)～(4)の運用指針(6)	設立許可の取消	解散命令	
別紙	基準2(6)の運用指針(2)	33 業種	34 業種	
別紙	基準4(1)の運用指針(1)、(2)	定款、寄附行為	定款	
別紙	基準4(1)の運用指針(1)	定款・寄附行為	定款	
別紙	基準4(1)の運用指針～基準4(4)の運用指針	民法上	法律上	
別紙	基準4(3)の運用指針(1)	民法第 53 条、63 条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 35 条、整備法第 86 条	
別紙	基準4(3)の運用指針(1)	民法又は監督規則等	法律又は監督規則等	
別紙	基準4(3)の運用指針(3)	民法第 38 条、69 条	整備法第 85 条	
別紙	基準8(1)の運用指針(2)	民法第 34 条	整備法による改正前の民法第 34 条	
別紙	基準8(2)～(4)の運用指針(3)	公益法人で	特例民法法人で	
別紙	基準8(2)～(4)の運用指針(3)	「公益法人に関する年次報告」に記載	公表	
別紙	基準8(2)～(4)の運用指針(3)	総務省	内閣府	
別紙	基準8(2)～(4)の運用指	当該公益法人	当該特例民法法人	

		針(3)		
	別紙	基準8(2)～(4)の運用指針(4)	「公益法人に関する年次報告」による実態の公表	実態の公表
	別紙	基準8(6)の運用指針	公益法人の営利法人への	特例民法法人の営利法人への
休眠法人の整理に関する統一的基準(昭和 60 年9月 17 日決定)		前文	民法第 71 条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 96 条第 2 項
		前文	正当ノ事由ナクシテ引続き三年以上事業ヲ為サザル	正当な理由がないのに引き続き三年(施行日前の期間を含む。)以上その事業を休止した
		前文	公益法人	特例民法法人
		前文	設立許可の取消し	解散命令
		1	公益法人	特例民法法人
		1、2	社団法人	特例社団法人
		2	財団法人	特例財団法人
		3	設立許可の取消し	解散命令
		3	告知	通知
		3	その旨	その要旨
		4	取消処分の告知又は取消処分	解散命令の通知又は解散命令の要旨
公益法人の営利法人等への転換に関する指針(平成 10 年 12 月4日 申合せ)	本文		、公益法人の	、特例民法法人の
	別紙	1から3まで(2(1)、3(1)を除く。)	公益法人	特例民法法人
	別紙	2(1)	公益法人の事業	特例民法法人の事業
	別紙	2(1)、4	、公益法人	、特例民法法人
	別紙	2(5)	設立許可の取消し	解散命令
	別紙	3(1)	公益法人が	特例民法法人が
	別紙	4	総務省	内閣府
	別紙	4	「公益法人に関する年次報告」において公表する	公表する
公益法人の指導監督体制の充実等について(平成 13 年2月9日 申合せ)		前文	公益法人	特例民法法人
		1から3まで(1(1)②、1(2)、2(4)②、2(5)②を除く。)	公益法人	特例民法法人
		1(1)②	公益法人指導監督官	特例民法法人指導監督官
		1(2)	、公益法人	、特例民法法人
		2(5)、3(1)	総務省	内閣府

		2(5)	「公益法人に関する年次報告書」により公表	公表
インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて(平成 13 年 8 月 28 日申合せ)		前文	公益法人	特例民法法人
		1から3まで(1(1)を除く。)	公益法人	特例民法法人
		1(1)	所管公益法人	所管特例民法法人
		3	総務省	内閣府
公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議の設置について(平成 16 年 10 月 14 日申合せ)		1	公益法人に	特例民法法人に
		2	総務省大臣官房審議官	内閣府大臣官房公益法人制度担当室長
		5	総務省及び法務省	内閣府及び法務省
公益法人会計基準の改正等について(平成 16 年 10 月 14 日申合せ)	本文	2	公益法人	特例民法法人
	本文	3	公益法人の会計処理	特例民法法人の会計処理
	本文	3	公益法人に対し	特例民法法人に対し
	本文	4	公益法人の	特例民法法人の
	別紙	第1から第5まで(第1 1を除く。)	公益法人	特例民法法人
	別紙	第1 1	民法(明治 29 年法律第 89 号)第 34 条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)による改正前の民法第 34 条
	別紙	第1 1	「公益法人」	「特例民法法人」
	別紙	第1 1	公益法人の	特例民法法人の
	別紙	第1 3	定款又は寄附行為	定款
公益法人会計基準の運用指針について(平成 17 年 3 月 23 日申合せ)		3、7、8、9	公益法人	特例民法法人
		10	財団法人	特例財団法人
公益法人会計における内部管理事項について(平成 17 年 3 月 23 日申合せ)		1、2、4、5	公益法人	特例民法法人